

議第 3 2 号

奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約（平成 1 7 年奈良県指令市町村第 9 8 9 号）の一部を次のとおり変更することについて、同法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 5 日提出

橿原市長 亀田 忠彦

奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の一部を変更する規約

奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約（平成 1 7 年奈良県指令市町村第 9 8 9 号）の一部を次の表のように変更する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表	
改 正 前	改 正 後
(その他) 第 2 2 条 (略)	(解散に伴う事務の承継) 第 2 2 条 組合の解散に伴う事務の承継については、組合市町村が議会の議決を経てする協議をもって定める。 (その他) 第 2 3 条 (略)

附 則

この規約は、奈良県知事の許可があった日から施行する。

理由 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散に伴う事務の承継について、所要の変更を行うもの

議第 33 号

奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散について

奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 288 条の規定により、別紙のとおり構成市町村の協議により定めることについて、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 5 日提出

橿原市長 亀田 忠彦

理由 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散に関する構成市町村との協議について、議会の議決を求めるもの

議第 3 3 号別紙

奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散に関する協議書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 8 条の規定により、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合を解散することについて、次のとおり定める。

（奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散）

第 1 条 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合（以下「組合」という。）は令和 7 年 3 月 3 1 日をもって解散する。

（事務の承継）

第 2 条 組合の解散に関し、公文書（債権移管に伴う公文書を除く。）の管理事務、労働保険の精算事務、その他の組合の解散に伴う事務については、五條市が承継する。

2 一般会計に係る残余金及び未収金は、五條市に帰属させ、当該会計に属する未払金及びその他の必要な経費を差し引いた後においても、なお残余金が生じた場合は、組合の設立から解散に至るまでの間に構成市町村が組合に負担した別表の負担金の割合に応じて同市が配分する。

3 市町村特別会計に係る未収金については、当該未収金に係る住宅新築資金等の貸付を行った市町村に帰属させるものとする。

4 一般会計に係る組合の収支は解散の日をもって打ち切り、組合管理者であった五條市長がこれを決算する。

5 前項の規定による決算は、五條市長が、これを同市の監査委員の審査に付し、その意見を付けて同市の議会の認定に付するものとする。

6 市町村特別会計に係る組合の収支は解散の日をもって打ち切り、組合管理者であった五條市長が決算し、各市町村特別会計の当該市町村の長に送付する。

7 前項の規定により送付を受けた市町村の長は、当該市町村の監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該市町村議会の認定に付するものとする。

（その他）

第3条 この協議書に定めるもののほか必要な事項は、構成市町村の協議により定める。

別表

(構成市町村の負担金の割合)

市町村名	割 合 (%)
奈 良 市	1 6 . 2 1
大和高田市	1 0 . 2 2
天 理 市	5 . 2 6
橿 原 市	8 . 5 8
五 條 市	3 . 2 0
御 所 市	1 3 . 7 5
葛 城 市	0 . 2 2
宇 陀 市	1 5 . 5 6
山 添 村	0 . 1 7
三 郷 町	1 3 . 7 1
三 宅 町	1 . 6 4
曾 爾 村	3 . 4 4
御 杖 村	0 . 3 5
高 取 町	3 . 1 5
河 合 町	3 . 4 1
吉 野 町	1 . 1 3
合 計	1 0 0 . 0 0

議第 3 4 号

奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散に伴う財産の処分について

奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散に伴う財産の処分について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 9 条の規定により、別紙のとおり構成市町村の協議により定めることについて、同法第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 5 日提出

橿原市長 亀田 忠彦

理由 奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散に伴う財産処分に関する構成市町村との協議について、議会の議決を求めるもの

議第 3 4 号別紙

奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散に伴う財産の処 分に関する協議書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 9 条の規定により、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の解散に伴う財産処分をすることについて、次のとおり定める。

- 1 財政調整基金（以下「基金」という。）については、令和 6 年度末の基金残高を、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合（以下「組合」という。）の設立から解散に至るまでの間に構成市町村が組合に負担した別表の負担金の割合に応じて配分する。
- 2 物品については、廃棄処分とする。
- 3 「奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合電算システム」の著作権については、これを放棄する。
- 4 令和 7 年 1 月 3 1 日時点において残存する、構成市町村が貸付を行った住宅新築資金、宅地取得資金及び住宅改修資金（以下「住宅新築資金等」という。）に係る債権については、令和 7 年 2 月 1 日付けで当該住宅新築資金等の貸付を行った市町村に当該市町村に係る債権を移管するものとする。ただし、令和 7 年 1 月 3 1 日時点において、競売事件が完了していない等で残債権額が確定していない債権については、確定後、令和 7 年 3 月 3 1 日までの間に速やかに移管するものとする。

別表

（構成市町村の負担金の割合）

市町村名	割 合（％）
奈 良 市	1 6 . 2 1
大和高田市	1 0 . 2 2
天 理 市	5 . 2 6

櫃 原 市	8 . 5 8
五 條 市	3 . 2 0
御 所 市	1 3 . 7 5
葛 城 市	0 . 2 2
宇 陀 市	1 5 . 5 6
山 添 村	0 . 1 7
三 郷 町	1 3 . 7 1
三 宅 町	1 . 6 4
曾 爾 村	3 . 4 4
御 杖 村	0 . 3 5
高 取 町	3 . 1 5
河 合 町	3 . 4 1
吉 野 町	1 . 1 3
合 計	1 0 0 . 0 0

議第 35 号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和 6 年 6 月 5 日提出

橿原市長 亀田 忠彦

認定する路線

路線 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な 経過地
1704	新口町 2 3 号線	新口町 1 5 3 番先から	新口町 1 5 2 番先まで	—
1705	小槻町 4 7 号線	小槻町 3 0 2 番先から	小槻町 3 0 2 番先まで	—
1706	小槻町 4 8 号線	小槻町 3 0 2 番先から	小槻町 3 0 2 番先まで	—
4476	法花寺町 4 号線	法花寺町 8 6 番先から	高殿町 5 7 5 番先まで	—
4477	法花寺町 5 号線	法花寺町 8 6 番先から	高殿町 5 7 5 番先まで	—
4478	縄手町 2 9 号線	縄手町 2 8 6 番先から	縄手町 2 8 2 番先まで	—

理由 市道路線の認定について、道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求めるもの

(議第 3 5 号の資料)

認定する路線

路線 番号	路 線 名	延 長 (m)	幅 員 (m)
1704	新口町 2 3 号線	48.3	6.1
1705	小槻町 4 7 号線	51.6	6.0
1706	小槻町 4 8 号線	126.8	6.0
4476	法花寺町 4 号線	46.4	6.0
4477	法花寺町 5 号線	46.7	6.0
4478	縄手町 2 9 号線	156.6	6.0